

勝浦漁業協同組合（現 和歌山県漁業協同組合連合会勝浦地方卸売市場）
に対する再生支援の完了について

2018年3月20日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2016年5月17日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目途が立ち、かつ、実務面での引継業務が全て終了したことから、当該再生支援決定に係る全ての業務を完了することといたしましたので、本日公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

勝浦漁業協同組合（現 和歌山県漁業協同組合連合会勝浦地方卸売市場）

注：機構は、2016年5月に勝浦漁業協同組合に対し、再生支援決定を行いました。同組合は、2016年10月、和歌山県漁業協同組合連合会（以下「事業引受先」という。）に事業を譲渡しており、機構は同連合会に対し、継続して支援を行っていたところです。

2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、関係金融機関等、事業引受先及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権買取り並びに人材派遣等を行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の事業引受先の取引における信用を維持・改善するなど、その事業再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上